

鎌倉市屋外広告物条例（案）への意見及び市の考え方

	意 見	市の考え方
全体について		
1	日々変化する景観の実態や技術の進化などに対応できるよう弾力的な見直しを行うこと。	条例については、その運用状況、実施効果等を勘案し、その目的の達成状況を評価した上で、条例施行後5年以内に見直しを行います。 一方、技術の進歩に応じた基準については、随時、ガイドラインを見直し、柔軟に対応していきます。
2	「景観」という言葉に捉われることなく、まちづくりに関する市の総体的な取組みを期待する。	ご意見のとおり、市の総体的な取組みを目指します。
許可地域・禁止地域等について		
3	鎌倉地域のうち若宮大路は、商業系許可地域ではなく、別の許可地域とすることも考えられるので、「古都鎌倉特定区域」の設定は合理的な配慮であるとする。	
4	今後、まちづくりが大きく進む深沢地域は、市内外から注目されるため、まちづくりの進行とともに、更なる配慮を期待する。	深沢地域については、深沢地域整備計画と連動した屋外広告物の基準設定を行います。
5	禁止地域における非自己用広告物の適用除外について、神奈川県屋外広告物条例第6条第1項第2号「案内図その他公衆の利便に供するもの」にあるよう、禁止地域であっても市民生活に必要な病院・店舗等（公衆の利便に供するもの）への案内誘導は必要ではないか。	禁止地域では、非自己用広告物の表示又は設置を禁止します。ただし、特定案内誘導広告物として、市内にある店舗等の広告物等で、店舗等の敷地から3キロメートル以内に設置されるものは市長の許可を受けて表示し、又は設定できることとします。 また、地縁団体等が設置する案内板、掲示板など、公共的団体が公共的目的をもって設置する小規模なもの、エリアマネジメント広告や広告付き公共サインのように、広告料収入を地域における公共的な取組や公共施設等の維持管理費用に充てるものについては、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合は、禁止地域の規定を適用除外とします。
6	禁止地域においても小規模な非自己用広告物の適用除外規定を設けてほしい。	
7	禁止物件の適用除外に関して、広告付き公共サインの対象に「路上設置の変圧・配電器」も含めてほしい。（近年、エリアマネジメントの活性化に伴い、路上に設置されている変圧・配電器を有効に活用した公共表示が他県・他市で実施されている。）	「路上設置の変圧・配電器」をエリアマネジメント広告の対象とします。
デジタルサイネージ		
8	デジタルサイネージは、表示が変化し、音声を伴う屋外広告物であるため、条例やガイドラインの制定に当たっては、市のまちづくりの方向性や市民感情と乖離することがないように十分に配慮すること。	デジタルサイネージの設置基準に加え、屋外広告物法で規制できないもの（音・光等）に対応したガイドラインを策定して運用し、技術の進歩に応じて、柔軟に見直し、更新を行うことで、市のまちづくりの方向性や市民感情と乖離することがないように配慮します。
9	古都鎌倉特定区域におけるデジタルサイネージ（非自己用）の設置不可について、規模に応じて設置を認め、コンテンツデザインのガイドラインでの誘導が望ましい。	古都鎌倉特定区域では、規模に関わらず、デジタルサイネージの設置を禁止します。
電柱広告について		
10	色彩配慮規定等について、電柱広告は、適用除外や媒体別に個別管理の対象としてほしい。	色彩については、従来どおり、彩度6以下の控えめな色彩（3色程度）を基本とした協議により、景観との調和を目指します。
11	古都鎌倉特定区域の誘導案内広告物に係る距離について規定する際は、他市同様、5～10km程度は必要であるとする。	古都鎌倉特定区域内では、原則、非自己用広告物の設置を禁止しますが、特定案内誘導広告物や電柱広告等の公益性の高い物件については、非自己用広告物を表示又は設置できるものとします。